

「健やか親子いきいきプランみえ」の改定について

1 計画策定の趣旨

「健やか親子いきいきプランみえ」は、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の整備や取組の推進など、地域の実情に応じた効果的な母子保健対策の推進を目的とした母子保健計画です。

母子保健については、国において、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画である「健やか親子21」が平成13年から開始されました。このことを受け、本県においても母子保健対策の実施計画である「健やか親子いきいきプランみえ」を平成15年3月に策定しました。

その後、国において「健やか親子21（第2次）」（平成27年度～）が策定され、本県においても平成27年度から令和6年度を計画期間とする「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（以下、「現行計画」という。）を策定し、母子保健の取組を進めてきました。

今般、現行計画が最終年度を迎えることから、令和6年度中に次期計画を策定します。

2 次期計画の基本的事項

（1）計画の性格

現行計画は、県の母子保健計画として、国の「母子保健計画策定指針」等を参考に策定したものです。

その後、令和元年12月、国において、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する」ことを目的とした「成育基本法」（略称）が施行され、同法に基づく「成育医療等基本方針」（令和5年3月改定）において、「地方公共団体は、（略）例えば、基本方針を踏まえた計画を策定し、実施することなどが考えられる」とされました。

また、国通知「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針について」により、前述の「母子保健計画策定指針」が廃止され、新たに母子保健を含む成育医療等に関する計画策定の手引きとして「成育医療等基本方針に基づく計画策定指針」（以下、「策定指針」という。）が示されたことから、次期計画は、「成育医療等基本方針」に基づく計画として策定します。

（2）計画期間

国が示す計画策定指針においては、「医療計画と同様の期間とすることが望ましいが、地域の実情に応じて、適宜設定して差し支えない」とされていることから、

- ① 現行の「第8次三重県医療計画」（令和6年度～令和11年度）と終期を合わせることで、次期医療計画の策定時に、成育医療等基本方針に基づく計画を一体的に策定するといった選択が可能となる。

② 成育医療等基本方針は、令和 10 年度までを 1 つの目安として策定されていることから、次期計画の終期を令和 11 年度とすることで、令和 12 年度を始期とする計画策定の際に、次期成育医療等基本方針を踏まえた検討が可能となる。

以上のことから、次期計画の計画期間を令和 7 年度～令和 11 年度の 5 年間とします。

(3) 計画名称

成育医療等基本方針に基づく計画は、策定済みの母子保健計画等の見直しによることが可能とされており、次期計画は現行の母子保健計画の取組を継承することから、現名称「健やか親子いきいきプランみえ」を継続して使用することとしたい。

(4) 他の計画との関係

以下の関係する県計画とも整合を図ります。

- ・「強じんな美し国ビジョンみえ」「みえ元気プラン」
- ・「三重県医療計画」
- ・「健康づくり基本計画」
- ・「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン（第 2 次）」
※R7～「三重県こども計画（仮称）」
- ・「子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・「三重県子どもの貧困対策計画（第 3 次）」
- ・「三重県社会的養育推進計画」 他

(5) 計画の審議

三重県医療審議会健やか親子推進部会において、現行計画の評価とともに、次期計画についての検討もお願いさせていただきます。

また、パブリックコメントを実施して広く県民の意見を聴き、計画策定の参考とします。

3 次期計画策定の方向性（骨子案）

(1) 総論

成育基本法は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的とした理念法であり、成育医療等基本方針では、保健分野のみならず、医療、福祉、教育等の幅広い分野における課題や施策の方向性を定めています。

次期計画の策定にあたっては、成育医療等基本方針で示された各分野における施策を横断的な視点で推進するため、母子保健分野における課題や取組を柱としつつ、関係部局との連携のもと、医療、福祉、教育等の分野における「母子保健の視点」からの取組等を記載することとします。

また、医療体制の整備など医療施策として取り組むべき課題については、現行計画と同様、「三重県医療計画」において対応することとします。

(2) 基本理念

現行計画では、「子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重」を基本理念とし、行政などの関係機関・団体だけでなく、地域社会ぐるみで基本理念の実現に向けた取組を推進しています。

この基本理念は、成育基本法の目的とも合致するものであり、成育過程にある者等を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、ライフステージに応じた切れ目のない母子保健サービスを提供できる体制の整備・強化の必要性や、地域社会全体で子どもを産み、育てる人を支え、子どもの健やかな成長を見守る環境づくりを進めることの重要性に変わりはないことから、次期計画においても現基本理念「子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重」を継続する方向とします。

(3) 取組の推進体制

成育医療等基本方針では、都道府県の役割として、市町における成育医療等の提供に関する施策に係る状況の把握、市町の健康診査等の母子保健事業の均てん化や精度管理等の広域調整、妊娠・出産・産後のケアの連続性の担保などが期待されています。

三重県では、県が出産・育児に関する制度の整備や関係機関・団体との連携体制の強化といった市町における支援体制の整備に向けた土台づくりを行うとともに、県内の各市町が、既存の社会資源や地域のネットワークといったそれぞれが持つ強みを活かして、地域の実情に応じた方法で切れ目のない支援体制を整備することにより、県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる出産・育児支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」を推進してきました。

次期計画においても、引き続き、県による広域調整、人材育成や専門的支援の実施により、身近な母子保健サービスの実施主体である市町の支援体制の充実に取り組み、「出産・育児まるっとサポートみえ」の体制を推進していきます。

(4) 重点課題（計画の構成）

現行計画では、国の「健やか親子21（第2次）」の基礎課題と重点課題に対応した次の5つの課題を重点的に取り組むべき課題（重点課題）として掲げています。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策③ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり④ 育てにくさを感じる親に寄り添う支援⑤ 妊娠期からの児童虐待防止対策 |
|---|

現行計画策定（平成27年3月）後も、少子化の進行、出産年齢の上昇、産後うつへの対応、グリーフケア、プレコンセプションケアや学童期・思春期からの性や妊娠に関する正しい知識の普及、子育てと仕事の両立、医療的ケア児や発達障がい児への支援、児童虐待防止対策など、現行計画の5つの重点課題のいずれにおいても、そのニーズはより複雑化、多様化していると考えられます。

そのため、次期計画においても、現行計画の重点課題を継承する方向で検討を進め、各課題において従来の母子保健の取組を更に深化させるとともに、成育医療等基本方針の趣旨を踏まえ、医療、福祉、教育などのより幅広い分野での取組を加えることとします。

【5つの重点課題の概要】

① 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない母子保健サービスを提供するため、母子保健事業の均てん化や精度管理、産後ケアの充実、伴走型相談支援の実効性向上、不妊や不育症へ悩む方への支援等に引き続き取り組む必要があります。また、低出生体重児や多胎児などの育児に関する不安や、流産や死産を経験した女性等に対する支援の必要性が指摘されていることから、地域のニーズ等を踏まえた取組を進める必要があります。

② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

学童期・思春期は、健康に関する様々な情報に自ら触れ、行動を選択しはじめる重要な時期であり、SNSの普及等により性に関する様々な情報がある中、男女ともにプレコンセプションケアを含む性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、主体的な健康管理を推進することで、望まない妊娠や性感染症等の予防に取り組むほか、自らのライフプランを考え、自己肯定感を高める取組を進める必要があります。

③ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

妊産婦や子どもとその家族に対する支援は、行政が提供するサービスに加え、民間団体等による多様な支援が重要な役割を果たすことから、地域の民間団体や学校、医療機関、企業等も含めた社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないよう暖かく見守り支える地域づくりを進める必要があります。

④ 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

乳幼児期の子どもの健やかな発達のためには、妊娠・出産・育児に対する親の負担や不安を軽減し、ゆとりを持ちながら子どもを育てることができる環境づくりが必要です。子どもの心身状態や発達・発育の偏り、親の心身状態の不調、親子を取り巻く家庭環境などは様々であることから、それぞれの支援機関が問題点を早期に把握し、相互の連携により適切な支援につなげる必要があります。

⑤ 妊娠期からの児童虐待防止対策

妊娠の届出や乳幼児健康診査等の母子保健の取組は、市町が広く妊産婦等と接する機会であり、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援に繋げ、児童虐待の予防や早期発見に資するという観点からも重要な役割を担っています。母子保健と児童福祉両部門の連携・共同を推進し、虐待へ予防的な対応や、切れ目のない支援体制を整備する必要があります。

(5) 県の具体的な取組内容

従来の母子保健分野における取組を柱に、成育医療等基本方針で示された医療、福祉、教育等の課題や施策に対応する母子保健の視点からの取組を記述します。

(6) 指標及び数値目標

現行計画の指標の達成状況や新たな課題を整理のうえ、成育医療等基本方針に基づく指標等を参考に、「アウトカム（健康水準）」「アウトカム（健康行動）」「アウトプット」の指標と数値目標を設定します。

4 スケジュール

令和6年	10月	常任委員会（骨子案）
	11月	第2回三重県医療審議会健やか親子推進部会
	12月	常任委員会（中間案） パブリックコメントの実施
令和7年	1月	第3回三重県医療審議会健やか親子推進部会
	3月	常任委員会（最終案）